

## 香港経済発展の研究序説

——経済秩序の二重性——

閻 和 平

### I は し が き

現存している数少ない植民地のひとつとしての香港が，1997年に中国へ返還されることは，中英共同声明によって決定された。150年あまりの植民地の歴史を経た香港は，小さな漁村から“東洋の真珠”といわれるまでに発展した。その原因は一体何であろうか。近年，アジア・ニーズ（NIES）についての研究・分析はかなり行われているが，その中で，同じアジア・ニーズ（NIES）の一員としての香港についてのものは極めて少ないのが現状である。これは主として，つぎの三つの点によるものであろう。

第一は香港経済実体を掌握することの難しさである。正確な公式統計データが欠けている上に，華僑の秘密主義，非近代的家内工業が数多く存在していること，自由貿易の実態と同様に，分析資料を収集するのは極めて困難である。

第二は香港経済が国民経済としての資格を欠いていることである。そもそも香港は国民経済というよりも，むしろ，都市国家と考えたほうがより現実に近いであろう。また，たとえ同じ都市国家であるといっても，シンガポール等とはかなり違う部分がある。

第三は香港がイギリスの植民地でありながら，皮肉なことに，イギリス本国にまさる自由主義を展開していることである。つまり，このことは，一方では，香港について植民地一般理論で説明がしがたく，他方，簡単に自由放任主義とたたづけることもためられる部分がある。そのためか，香港経済の専門家達は香港経済に対する評価は，大きく分けるならば，自由放任主義か植民地主義

かというまったく対立する立場に分かれた。前者は現在、通説として最も大多数を占めており、その代表はミルドン・フリードマン、リチャード・ヒューズ等である<sup>1)</sup>。彼らの主張では、香港経済成長の秘密はアダム・スミスを信奉して、税金が低く、統制がまったくないこと、一生懸命に働けば、すぐに儲る自由主義のおかげである<sup>2)</sup>。

後者は香港の植民地性を重視し、自由放任主義と見られるものも計画された競争の一環であり、イギリス白人による統治の一副作用に過ぎない、と考えられている<sup>3)</sup>。その代表は水岡不二雄、涂照彦等である<sup>4)</sup>。

しかし、両者はいずれも香港経済の一面しか説明していないのではなかろうか。もし、前者が正しければ、本来古典派経済学が暗黙のうちに前題条件として考えている独立した国民経済の政策体系に対して使われている自由放任主義という概念<sup>5)</sup>と、香港があくまでも非独立の植民地であるという歴然たる事実と両立するのであろうか。他方、もし、後者の立場にたつて、香港経済において自由放任主義とみられるすべてのものを単純に計画された競争としてとるならば、一体本当の自由放任主義とは何かを改めて問い直さなければならないのではなかろうか。

上記の両者は、このような対立的見解があるのにもかかわらず、いずれも香港が植民地であることは決して否定していない。実際、行政・法律・経済あらゆる面から、香港が植民地であることは歴然たる事実であることを前提して、両者を統合的に理解するために、我々はつぎの仮説を提起したい。つまり、植民地自体は自由放任主義に対して完全に対立し、それを締め出すのではなく、

1) Friedman Milton and Rose, *Free to choose*, Harmond Sworth, 1980, 西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社, 1980年, 56ページ。

Hughes Richard, *Hong Kong: Borrowed Place, Borrowed Time*, London Andre Deutsh, 1968.

2) 中嶋嶺雄『香港—移りゆく都市国家』時事出版社, 1985年, 215ページを引用。

3) 水岡不二雄「香港における英系白人支配と“計画された競争政策”—戦後工業化における労働力政策を例として—」『世界経済評論』Vol. 27, No. 10, 1983を参照されたい。

4) 涂照彦は香港経済をイギリスシステムと称している。

5) その政府は言うまでもなく民主主義政治に基づいて形成された主権国家を代表するものである。

一定の条件の下では、それを受け入れ、植民地主義と共存させることも不可能ではない。その条件になっているのは、特定の国際環境、経済構造、社会構造を通じて、植民地主義のみにたよるのでは、植民地経営が困難となり、逆に自由主義を展開することによって、むしろ、植民地経済の発展が可能となることである。いいかえれば、自由主義を展開することは結果的には植民地経営に役立つ場合に限る。その場合、自由主義は典型的なものに近い場合もあるし、一方、植民地主義の変形に過ぎない場合もある。また、自由主義を取り入れたからといって、植民地を否定することなく、多かれ少なかれ、植民地主義の性質が残存することは言うまでもない。つまり、植民地政策と自由主義政策が共棲相剋の関係にあり、二つのものは、単に同一場所に存在するのみではなく、コインの両面のように、互いに依存し、相互作用しながら共棲していくのである。その相互作用は常に相互依存を有する反面、互いに対立的な面を示していることを認識しなければならない。結果からいえば、我々は香港がまさにこの条件の下で、植民地主義と自由主義を共棲させて成長した例と考えている。このことを理解するためには、我々は香港の植民地としての歴史をふりかえらなくてはならないであろう。

## II 香港経済発展の略史

18世紀中葉から、世界でいち早く産業革命を開始したイギリスは新たな市場を開拓するために、世界の最大の市場のひとつと見られる中国大陸に進出した。その狙いはイギリス製毛織物を中国で販売し、中国産お茶、磁器、銀等を獲得することによって、イギリスからインドへの銀の流出を補填しようとするものである。しかし、閉鎖的自給自足的中国经济に対して、イギリス製品の販売は一向に成果を挙げず、逆に中国茶が広くヨーロッパの生活の必需品となり、茶の輸入が急増し、それに伴う銀の中国への流出は増加する一方であった。そのため、イギリスはアヘンを中国に持ち込んで打開策をはかった。これによって、今度は、中英の貿易収支は逆転し、中国の銀が大量に流出することになった。

アヘン貿易に伴う中国の銀の流出は、清朝政府の財政を圧迫し、中国に大きな社会・経済問題をもたらした。一方、イギリスにとって、たしかに銀の流出を防ぐことは出来たが、毛織物などの工業品の輸出は依然増加しなかった。この問題を抜本的に解決するため、1840年イギリスはとうとう武力による中国市場の打開に踏み切り、周知のアヘン戦争が勃発することとなった。

敗戦の結果、中国は戦争賠償金の支払いとともに、通商開港や香港島のイギリスへの割譲を余儀なくされた。これが植民地香港の誕生にいたる事情である。その後の1860年「北京条約」で九竜が割譲され、1897年「香港地域拡張条約」で新界の99年間の租借を決定され、今日の香港植民地が形成された。

上述の通り、イギリスは当初から、必ずしも植民地として香港を占領しようと考えていたのではない。その狙いはあくまでも中国市場の開拓にあり、そのための橋頭堡として、香港を獲得したにすぎなかった。現に香港は天然資源に全く恵まれない不毛の地であり、直接イギリス本国の経済に寄与する可能性は皆無と言っても過言ではなからう。しかし、香港は珠江口の東岸に位置し、当時の中国のただ一つの対外貿易の窓口広州と接しており、香港島と九竜半島に挟まれているビクトリア湾は東洋一の天然良港であるため、中国大陸進出のための重要な軍事的・経済的拠点となりえたのである。

さらに、植民地香港に与えられたもう一つの国際的な条件を忘れてはならない。イギリスはたしかにアヘン戦争を勝利に終らせて、中国の門戸を解放させることに一応の成功を収めた。しかし、アヘン戦争を通じて、イギリスは中国を征服して中国市場に進出するためには、自国の力だけでは、とうてい不可能であることを再認識した。中国市場を完全に開放するためには、他の列強と組まざるをえない。そのため、イギリスは南京条約による香港島の割譲に先立って、いち早く1842年5月に香港を自由港と宣告したのである。かくして、当初から香港は一般の植民地と違った道を歩き始め、それが香港植民地としての特殊性を生み出した。通常みられる一国によって独占された排他的植民地とは違って、香港はイギリス植民地であるとは言え、必ずしも他国の利益を排除す

るのではなく、イギリスはむしろ積極的に共同利用を行い、他国にもその利益を分け与えることによって、植民地香港支配本来の目的を実現しようとしたのである。このことが香港を植民地でありながら、「自由主義」体制に向かわせた条件の一つと考えてよいであろう。

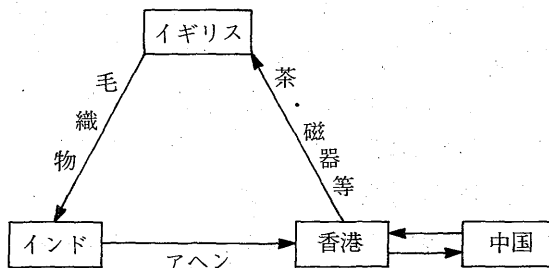
また、天然資源に恵まれない香港のイギリス本国に対する経済面での寄与は間接的な貿易によらざるを得ない。対外貿易は香港経済の主たる経済活動分野となり、その対外貿易依存率を極めて高いものにした。その主たる形態は仲継貿易である。

アヘン戦争前に、香港は既にアヘン密輸の仲継地・貯蔵地として一役を買っていた。インドから商船で運ばれたアヘンは、香港でシャンパンと呼ばれる小舟に積み替えられ、中国大陸へ密輸された。アヘン戦争後、アヘン売買は公然化され、アヘン輸入量は増加の一途をたどった。

香港の初期貿易はアヘン、茶などを取り扱う三角貿易であった。すなわち、インド産のアヘンを中国へ、中国の茶などをイギリスへ、そして、イギリスの毛織物をインドへ輸出した(図1)。中国がこの貿易循環に加わることによって、イギリス・インド間の貿易収支が初めて均衡するようになった。香港はこうして中国をこの貿易循環の一環に取り込むことで、間接的にイギリス本国経済に寄与したのである。

以上述べたように、香港のおかれた政治的・地理的な諸制約によって、おの

図1 イギリス・インド・中国間三角貿易



注：筆者作成

ずから仲継貿易が香港經濟活動の中心とならざるを得ないとはいえ、その形態は時代の変化に応じて常に変ってきた。19世紀のうちの香港の仲継貿易はもっぱら英中間のものに限定されたが、植民地經濟の發展とともに、香港は徐々に中国及び東南アジア産物質の世界市場への集散地という地位を獲得していった。さらに、第一次世界大戦後、イギリス以外の列強が中国に勢力を延ばし、従来のイギリスの中国における独占的地位は經濟的にも政治的にも低下しはじめた。こうした軍事・政治・經濟の勢力關係の変化を反映して、香港の仲継貿易は英中間のものから、しだいに多国間のものになっていった。

貿易相手国別では、中国が依然として最大の輸出・輸入国であり続けたが、イギリスが大幅に後退し、かわりにアメリカ、日本が躍進して重要な地位を占めるようになった。貿易内容も変わり、中国から特産物、茶、桐油、鉍石類、食料品を輸入して、欧米、東南アジア等に再輸出し、欧米から工業製品とくに機械類、纖維製品、化学工業製品を輸入して、中国へ再輸出し、東南アジアから米、砂糖、石油類を輸入して、中国及び東南アジア諸国へ再輸出するようになったのである<sup>6)</sup>。

通常、香港の經濟体制が自由主義か植民地主義かについて、議論されるのは主として第二次世界大戦以後に関してである。しかし、政策は決して歴史と無關係に打ち出されるのではなく、多くの場合、過去の歴史が将来の政策決定に重要な意味を持つ。第二次世界大戦後の香港の經濟が、戦前と較べて大きく変化したのにも関わらず、上述の性格はなお戦後香港經濟政策の決定に関しても貫徹しているといつてよい。さらに、第二次世界大戦後、中国では、国民党政府が倒れて台湾へ逃げ、かわって中国共産党が中華人民共和国を成立し、香港、台湾海峡を狭んで中国と台湾が対峙している。香港はそれまでの単なる列強の中国市場を巡る競争の場であった上に、さらに、共産党と国民党の激しい冷戦の場にもなったのである。このような複雑な國際情勢の下で(図2)、香港が排他的、独占的なイギリスの植民地として存在するのには、さまざまな面で不可

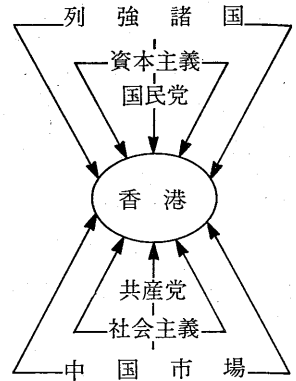
6) 小椋広勝『香港』岩波書店、1942年、91—128ページを参照されたい。

能である。資源に恵まれず、食料、飲料水等多くの生活必需物質を中国に頼ざるを得ない。イギリス本国から遠く離れることで、その軍事的支配力も即効性を持ってない。すなわち、香港はイギリスの植民地として存続していくためには、いずれの勢力に対しても、門戸を解放して諸勢力を競争させることによって、互いに牽制させる中で均衡をはかっていかなければならないであろう。つまり、そのための基本条件は自由主義にほかならない。現在、香港で登録している会社はアメリカ、日本をはじめ、欧米諸国、中国、台湾等各国・各地域が多数含まれている。

香港を取り巻く諸勢力のうち、香港政庁が最も神経を使うのはいうまでもなく中国である。社会・経済・地理上あらゆる面で、香港は常に中国の影響を受けており、中国の陰の下に存在しているとも言えるであろう。そのために、香港政庁は積極的に中国と友好関係を結ぼうとし、イギリスが資本主義諸国の中でフランスに次いでいち早く中華人民共和国を承認し、国交を結んだのはその故でもある。他方、香港政庁は中国からの経済的影響を小さなものにとどめるために、積極的に努力を重ねてきた。貯水池・ダム建設がその一例である<sup>7)</sup>。その決定的なきっかけとなったのは朝鮮戦争の勃発にともなう「対中国貿易禁止令」の実施であった。

1951年5月国連が香港、マカオを含めて対中国禁輸を決議し、そのために、これまで中国への仲継貿易に大きく依存していた香港経済は新たな活路を切り開かねばならなかった。他方、中華人民共和国の成立にともない、中国大陸か

図2 香港をめぐる国際情勢



注：筆者作成

7) S. G. Davis, *Hong Kong in its geographical setting*, London, 1949 を参照されたい。

こうした貯水池・ダムを含む公共事業は上記の政治的意味の外に、香港経済に与える経済的意味も大きいものである。その詳細については別稿に譲りたい。

ら大量の資本<sup>8)</sup>、技術者、労働力が香港に流入してきた。そこで、香港政府はインフラストラクチャの整備、流入労働人口の居住促進政策などを通じて、香港の工業化を目指すようになった。

工業化の進展<sup>9)</sup>は香港の産業構造を大きく変化させた。対外貿易の面では、仲継貿易が総輸出の20パーセント—30パーセントに減少し、地場産業製品の輸出は大半を占めるようになった<sup>10)</sup>。地場製品輸出市場も大きく変化した。仲継貿易の最大の相手国が中国であるのに対して、地場製品輸出では、アメリカが最大の相手国となり、アメリカとイギリス両国が併せて香港地場製品輸出の半分以上を占めている。特に、アメリカは香港地場製品輸出の主要商品の衣類、電気・電子製品、プラスチック製品、玩具にとって、いずれも、最大の市場であり、香港地場輸出総額の40パーセント前後を占めている。輸入の面でも、中国の占めている比重がかなり減少し、地場産業のための機械、原材料が輸入商品の最大の項目となり、その輸入相手国も日本、アメリカなど資本主義諸国に変わった<sup>11)</sup>。工業化によって、たしかに中国に対する依存度が縮小したが、経済全体の対外貿易依存率が相変わらず高く、地場製品の90パーセント近くが輸出されている。しかも、資源のない香港の地場産業は外国から原材料を輸入して、それを加工して輸出すると言う加工貿易の形態を取らざるを得ない。

工業化の進展とともに、香港の地場産業の輸出商品が次第に付加価値の高いものになりつつあるが、消費財が圧倒的に多いことが特徴である。5年ごとの主要輸出商品表1を見てみると、1950年—1955年には綿紡績、懐中電燈、雑貨、1955年—1960年には衣類、糸、織物、プラスチック製品、1960年—1965年には衣類、糸、織物、玩具、人形、1965年—1970年、1970年—1975年には衣類、電気・電子製品、織物、1975年—1980年には衣類、電気・電子製品、精密機械

8) はっきりした数字がないが、小林進の推計によると、200億米ドルに登るとみられている。

小林進『香港の工業化』アジア経済研究所、1970年を参照されたい。

9) 香港の工業化は一般的に1950年代初めに始まったと見られている。

10) 地場輸出が中継貿易を上回ったのは1959年であった。

11) 奥村茂次『アジア新工業化の展望』東京大学出版、1987年を参照されたい。



表1 香港製品の輸出品目構成

(%)

	1960	1965	1970	1975	1980	1985
糸・織物	19.3	16.6	10.3	10.7	6.7	6.2
衣類	35.2	35.3	35.1	44.6	34.1	35.5
電気・電子製品	1.6	5.8	10.5	12.6	17.0	18.9
電子製品	—	2.6	8.0	8.2	10.4	11.7
精密機具	0.6	0.8	1.8	3.9	10.7	10.8
時計	0.1	0.2	1.1	2.8	9.2	8.6
玩具・人形	4.0	7.5	8.5	6.4	6.9	8.0
プラスチック製品	6.1	5.9	4.1	2.0	1.8	2.0
金属製雑貨	4.1	3.1	2.8	2.7	3.0	2.3
ハンドバッグ	0.7	0.9	1.4	2.0	2.2	1.3
靴・履物	4.0	3.0	2.5	1.1	0.9	0.8
その他	24.3	21.0	23.1	14.0	16.7	13.8

出所：奥村茂次，1987年

であった。以上から明らかなように、繊維製品が一貫して香港地場輸出商品の大宗であった。そのうち、糸、織物が漸次減少しつつあるのに対して、衣類は常に地場製品輸出総額の35パーセント前後を占めており、最大の輸出商品である。繊維製品以外では、1970年以前はプラスチック製品、玩具が躍進したのに対し、1970年以降電気・電子製品の伸びが目だった<sup>12)</sup>。

香港の地場輸出製品がこうして年々高付加価値化しつつあるのにも関わらず、製品の加工度が極めて低いことも指摘しておきたい。地場製品輸出の大半を占めている繊維製品を例にとってみれば、香港で製織した生地はほとんどそのまま輸出され、衣類は日本など外国から輸入した生地を使って生産されているのである。その意味では、香港の加工貿易は仲継貿易の性質が極めて強く、高度化した仲継貿易と呼ぶこともできる。

上述したように、香港にはイギリスの植民地でありながら、すでにみたように、香港の場合、植民地の初期時代から、植民地として通常有する排他的、独占的性質が列強諸国の争いの中で非常に薄いものとなっていた。特に第二次世

12) 同上

界大戦後は、中国・台湾問題が絡んできたことから、通常の植民地政策を香港で運用することは一層困難となり、さらに対外貿易依存率の高さによっても、香港は植民地主義と自由主義を共存させることを余儀なくされたわけである。しかし、これは決して植民地そのものの否定ではなく、したがって、本来の自由主義に転化したわけではないのである。つまり、香港政庁の経済政策体系が時には、自由主義への傾斜を強め、時には植民地主義への傾斜を強めるとしても、それは香港植民地の社会・政治・経済構造によって基本的に規定されてくるのである。

### III 香港經濟の資本構造

本国にとって、植民地から得る経済的利益は大きく分けて二つあると思われる。本国経済に直接寄与する利益と、植民地における本国資本の利益である。上述のとおり、香港はイギリス対中国貿易の仲継地として20世紀までは、イギリス本国経済に大きく寄与してきた。しかし、その後、特に第二次世界大戦後、加工貿易を迎えることで、そうした直接的寄与が減少していた。そして、第二次世界大戦後、香港は若干の対中国貿易を除けば、金融面や雇用面での寄与が主となったのである。つまり、イギリスにとって、香港の意義は本国経済に対する寄与よりも、香港におけるイギリス資本の利益に求められることになる。

香港には、資本の自由地として、さまざまな国からの資本が進出している。分析を簡単化するために、我々はそれを地場資本と外国資本に分類することにしよう。その中で、香港で設立、成長してきた地場資本が香港経済の発展にもっとも影響を与えるものと思われる。便宜上、さらに、それを地場イギリス資本（以下イギリス資本と省略）と地場華僑資本（以下華僑資本と省略）に大別することにしよう。地場資本以外のものを総じて外国資本と呼びたい。その主

13) 1980年代に入ってから、アメリカ、日本、イギリス諸国から電気・電子産業に膨大な投資を行った。これらの投資は香港経済特に香港の製造業に与えた影響が大きい。その詳細については別稿に譲りたい。

たるものはアメリカ・日本・中国の資本である<sup>13)</sup>。第二次世界大戦後、特に1970年代以降、新たに香港に進出したイギリス資本もあるが、これは前述の地場イギリス資本とはかなり性格を異にし、主として製造業、特に電気・電子産業に集中している。地場イギリス資本と較べて、その意義は小さく、ここでの分析対象から外す。すなわち、香港におけるイギリス資本を第二次世界大戦前までに香港に進出したものに限定する。なお、1970年代以降、外国資本が続々と香港へ進出し、香港経済の構造と政策の決定に少なからぬ影響を与えるようになるのは事実であるが、これについても別稿で取り扱いたい。そこで、まず、地場資本についてさらに詳しくみることにしよう。

いうまでもなく、香港の地場資本の中では、イギリス資本が最も早く進出した。香港におけるイギリス資本は既にイギリスが香港を占領する前に、広州を中心に前述のアヘン貿易と苦力貿易を通じて、資本蓄積を行っていたものである。香港がイギリスの植民地となったのを機会に、それまでマカオ、広州を本拠地にして中国貿易に従事していたイギリス商人が相次いで、香港に移り、事務所、倉庫などを建設した。1860年代末まで、香港に進出したイギリス資本のほとんどがこうした貿易商会であった。その代表的なものはジャーディー＝マセソン商会、ドウドウエール商会などである。香港経由の中英貿易の拡大につれて、貿易決済を円滑に計るために、1864年貿易商会の出資で香港上海銀行が設立された。初期の香港上海銀行の理事会の大多数のメンバーはイギリス以外の諸列強の代表によって占められたが、その後、イギリスの勢力の拡大にともない、次第にその香港上海銀行における勢力も増大し、第一次世界大戦前までには、イギリス資本の代表者が独占するまでになった。香港上海銀行ははじめのうちは貿易業務に専念したが、その後の発展が目ざましく、香港ドルの最大の発券銀行、政庁の歳入代理行となり、市中金利や為替相場の決定についての主導権も握り、香港における手形交換決済の総元締め、銀行諮問委員会のメンバーとして金融、為替政策に大きく発言権を有して、実質的に、香港の中央銀行として香港経済に君臨するに至った。

1865年に香港で会社法が制定された。これに基づいて、イギリス商会は1870年代から19世紀末にかけて、様々な分野で事業拡大を計った。この時期のイギリス資本の投資は主として、海運業、貿易関連諸製造業、公益事業向けであった。20世紀に入ってから、イギリスからの香港への投資が再び急増化をしたのは第一次世界大戦後の1920年代である。その投資対象は貿易関連のほかに製造業が目だった。そして、1940年代末ごろ、中華人民共和国の成立する前に、上海のイギリス紡績会社をはじめとする中国大陆でのイギリス資本は中国大陆から撤退し、その一部は香港に移転してきた。もっともその資本総額はかなり限られたものである。これ以降、新たに香港に進出したイギリス資本は前述した外国資本直接投資なので、本文の対象から外される。

総じて、香港におけるイギリス資本は第一次世界大戦前までに、ほぼ現在の構造を完成したと言えるであろう。すなわち、松田智雄の研究<sup>14)</sup>によれば、これらの香港におけるイギリス資本はピラミッド型資本支配構造を形成している。そのピラミッドの最上層に位置しているのは香港上海銀行である。最上層を支えているのは貿易商会、海運会社などでのイギリス資本である。この第二層こそは香港におけるイギリス資本の実質的な中核的存在である。つまり、これらの会社は香港上海銀行に出資して、毎年交替で香港上海銀行へ重役を送る一方、事業展開によって、製造業、公益事業、商業、不動産業など多分野に子会社を設立し、ピラミッドの第三層を築きあげた。かかる縦の支配、従属関係のほかに、特に第三層において、さらに、横の連結が形成され、その相互間には、重役の兼任関係が錯綜しており、ただ一個の親会社による単一支配が行われる場合は非常に少ないのである。香港におけるイギリス資本は全体として一大コンツェルンを形成していたかに見える。

こうした構造を持つイギリス資本は香港上海銀行を後楯にして、香港の金融、貿易、不動産などの業種に集中しており、支配的地位を固めている。1956年末のイギリス資本の香港における投資残高(表2)を見ると、総額4億6千万香

14) 松田智雄『イギリス資本と東洋』日本評論社、1950年を参照されたい。

表2 資本投資残高(1956年末) (単位:百万香港ドル)

イギリス資本		華僑資本	
業種	金額	業種	金額
銀行・貿易・海運	140	紡績	300
埠頭・倉庫	20	織布	70
造船	25	編物またはメリヤス	63
保険・信託及び不動産	50	その他繊維二次製品	27
公益事業	130	琺瑯, 鉄器, その他金属加工	50
商店・ホテル等	30	食料品	30
石油	15	ゴム靴, その他ゴム工業	25
製造工業	50	懐中電燈, 乾電池, 豆電球	25
合計	460	雑貨, その他	60
		合計	650

出所: アジア協会, 1957年

港ドル(以下ドルと省略)の中で, 銀行, 貿易, 海運業では1億4千万ドル, 続いて公益事業では1億3千万ドル, 製造業では僅か5千万ドルにすぎず, しかも, その内容は砂糖, セメント, ロープ, ゴム等貿易, 公益事業関連のものがほとんどである<sup>15)</sup>。

1978年の香港の利益高上位10社(表3)の中で, イギリス資本の会社が8社を占めており, 業種別では, 銀行2, 貿易3, 不動産1, 公益事業3であった。イギリス資本の金融, 貿易, 不動産, 公益事業における強固な地位を端的に表すものと言えるだろう<sup>16)</sup>。

一方の華僑資本は今日香港経済において大きなウェートを占めているが, その香港経済への参入はイギリス資本に較べて非常に遅れていた。華僑資本の投資活動が開始されたのはだいたい20世紀以降と言われ, 投資対象となる業種は第一次大戦前まで, 貿易, 金融, 不動産, 雑貨などといった非製造業が多かった。第一次世界大戦後, 華僑資本による製造業への投資が次第に増加していった。それが本格化したのは日中戦争を挟む1930年代から1950年代にかけてであ

15) アジア協会編『アジア外資受入体制』日刊工業新聞社, 1957年を参照。

16) 鄭徳良『現代香港経済』中国財政経済出版社, 1982年を参照。

表3 1978年利益上位10社 (単位: 百万香港ドル)

会 社	利 益
香港上海銀行 (英系)	727
ジャーディー=マセソン商会 (英系)	336
バターフィールド & スワイヤー商会 (英系)	324.3
ハチソン商会 (英系)	299
香港土地投資 (英系)	279.5
香港電燈 (英系)	255
長江実業 (華僑系)	245
ハンセン銀行 *(英系)	208
中華電力 (英系)	194.5
香港電話 (英系)	191.5

注: \*香港上海銀行がハンセン銀行の株61%を所有している。

出所: 鄭徳良, 1982年

る。特に第二次世界大戦後、中国本土の戦乱と中華人民共和国の成立によって、上海資本が大量に香港へ流入し、投資活動を行うことになった。その後、香港の工業化にともなって華僑資本は急速に成長したのである。

イギリス資本が非製造業に集中したのに対して、華僑資本が全体として製造業に集中したのは特徴的である。香港製造業のほとんどが華僑資本に支配されていると言っても良い。とりわけ、立地条件の制約、必要資金が少なく、回収期間が短い繊維、アパレル、プラスチック加工、玩具等といった軽工業において、華僑資本による会社が圧倒的に多い。

香港における華僑資本は1930年代から投資総額の面で、イギリス資本を遙かに超えていたのにもかかわらず、いくつかの例外を除けば、個別資本額では、遙かにイギリス資本には及ばない。というのは、その資本規模は家内工業に代表されるような中小零細資本がほとんどだからである。香港の雇用者数が50人以下の企業は全企業数の90パーセント以上を占めており、そのほとんどが華僑資本によるものである。ことに、華僑資本が最も多く投資している製造業の企業別雇用者数は平均僅か20人前後である<sup>17)</sup>。

17) 薛天棟『香港与内地貿易』中国对外経済貿易出版社, 1984年, 45頁を参照。

華僑資本は個別資本額の面で非常に小さいため、相互間においてイギリス資本にみられるような支配関係はほとんど持たない。他方、華僑資本は出身地の地域性を重視しており、出資者の出身地ごとに、「邦」（バン）と呼ばれる組織を形成し、同じ「邦」の中で融資を行ったり、様々な情報を交換したり、仕事を紹介したりして、そのつながりは非常に強い。それに対して、「邦」と「邦」との間では、ほとんど交流がない。むしろ、競争関係に立つ。そのため、香港における華僑資本は相互に独立した企業「邦」によって、香港経済の企業層を形成した<sup>18)</sup>。

以上から明らかのように、香港におけるイギリス資本と華僑資本とは多くの面で異なる性質を持っている。イギリス資本は資本規模が大きく、企業間の支配関係がはっきりしており、金融、貿易、不動産、公益事業など諸業種において支配的な力を有している。それに対して、華僑資本は資本規模が小さく、企業間の支配関係がほとんど存在せず、製造業に集中している。従って、香港経済には明確な資本の二重構造が存在していると言えるであろう。ここにまさしく香港経済における植民地特性が表現されている。

こうした植民地的な資本の二重構造は必然的に香港経済政策の決定に影響を与え、自由主義の香港経済における展開を阻害するものとならざるをえない。すなわち、もし、香港政庁がイギリス資本の利益を考慮しながら経済政策を決定すると仮定すれば、製造業においては、自由主義政策が何ら制約されるべき理由がなく、無制約に展開されるであろう。他方、金融、貿易、不動産などイギリス資本が支配的な力を有している諸業種においては、自由主義政策がイギリス資本の利益にとってそれほどの損害を与えない場合は、ともかくとして、もし、それが著しくイギリス資本の利益を損ねる可能性が生じる場合、自由主義政策が否定されるかもしくは修正を加えられることが考えられるのである。

以下では、我々は上述の分析の結果を踏まえて、香港政庁が取った諸政策について、具体的に検討を加えることにしよう。

18) 游仲勳『華僑経済の研究』アジア経済研究所、1969年。

#### IV 香港經濟における「自由主義」政策

香港の經濟政策はもっとも「自由放任主義」に近いと評判されている。それを一応可能にしているいくつかの柱がある。まず、挙げられるのは自由貿易港であり、ほとんどすべての商品に対して、輸出輸入税が課せられず、数量制限も行われていない。また、国内税も低税率である。現在、事業所得税は法人が一律17パーセント、個人営業及びパートナーシップで15.5パーセントである。給与所得税は最高支払限度額税率は15.5パーセントかまたは累進課税率の5—25パーセントのいずれか低い方。外国為替管理がなく、資金の移動はその目的の如何にかかわらず、自由である。中央銀行すら存在しない。政庁は特別の業種や個別企業に対して優遇策を取らず、外資系企業への差別が皆無である。

これらの点を見れば、香港の經濟政策が自由放任主義であるように見えるが、上述の香港における資本の二重構造と合わせて考えれば、これらの自由放任政策は華僑資本とイギリス資本にとって、必ずしも同じ意味を持つものではないことが指摘できよう。

まず、自由貿易政策について見てみよう。自由貿易主義は言うまでもなく、直接輸出産業をほとんど有しないイギリス資本にとって、貿易の利益を追求するために欠かせない条件である。一方、規模が小さく、労働集約的な製造業に集中している華僑資本にとっては、香港域内の競争だけでもかなり厳しい上に、輸入関税も輸入規制もないとなれば、常に世界中からの競争に晒され、倒産の危機に直面することになる。無関税のために、世界中からより安い原材料を輸入することによって、コストを削減し、競争力を高めることはできるが、競争が極めて激しいため、中小零細企業がその利益を手にすることは非常に困難である。

通常、古典派経済学で使われている「自由競争」という概念はあくまでも国家全体のレベルで考えられるべきものであり、つまり、あらゆる業種、あらゆる



る資本形態に対して、平等に競争に参加する機会を与えるものでなくてはならない。したがって、我々は香港の自由放任主義について議論する場合、あくまでもイギリス資本と華僑資本の間に「自由競争」が存在するかどうかを問題にすべきであり、製造業において華僑資本内部のみに、または華僑資本と外国資本との間にのみ、自由競争が存在しているからと言って、直ちに香港経済全体が自由競争市場を形成していると言うことは出来ない。しかし、多くの人々はこの点で大きな誤解を犯している。彼らは、こうした製造業でみられた華僑資本の自由競争を持って、直ちに香港経済全体が自由競争という経済秩序にあると考えるからである。

既に前章で分析したように、香港に植民地の資本二重構造が存在している。すなわち、製造業にはイギリス資本が殆ど存在しない。従って、イギリス資本と華僑資本とが当初から競争し合う前提条件すら存在しないのである。

古典派経済学の言う「自由競争」の概念が香港に当てはまるためには少なくとも金融、貿易などイギリス資本と華僑資本とが共に参入している業種において、自由競争が存在しなければならない。しかし、第二章で明らかにされたように、既にイギリス資本が香港におけるピラミッド型の一大コンツェルンを形成している。そして、貿易業はともかくとして、金融業において、イギリス資本間に自由競争が存在するとは考えがたい。香港経済全体について、自由競争体制下にあると言えるためには、少なくとも、金融業などイギリス資本が集中している諸業種でのイギリス資本と他の資本の関係が如何なるものかを見る必要がある。これについては以下立ち入って論ずることにしたいが、香港にみられる自由主義政策は多くの点で古典経済学の本来の概念とはかなり異なるものである、と言うことが出来よう。次に、低所得税政策であるが、生き延びることとてさえ困難な中小零細企業にとって、それから受ける恩恵は極めて少ないことは自明であろう。1978年に香港のもっとも利益を挙げた上位10社のうち、香港上海銀行、ジャーディー・マセソン商会をはじめとするイギリス資本の会社は8社を占め、上位10社の総利益の85パーセントを独占した。イギリス資本こ

そが低所得税政策の最大の受益者と言えるであろう。

一方、こうした政策のために、本来政府の主要財源であるはずの関税、所得税の香港政庁の財政収入に占める比重は極めて小さく、財政収入を支えているのは土地収入である<sup>19)</sup>。元々、土地不足で高地価になりやすい体質の香港の地価は香港政庁の官地の公開競売による入札制度、土地、不動産に対する重税政策などによって拍車をかけられ、急騰する一方である。その被害を最も大きく受けているのは無論諸製造業であり、特に中小零細企業である。金融、不動産で大きな力をもつイギリス資本が高地価により、いかに多大の利益を収めているかは総利益の40パーセント前後が不動産利益によると言うジャーディーマセソン商会の一例によって知ることが出来るであろう<sup>20)</sup>。

かかる資本の二重構造の背景の下で、香港政庁が行う自由貿易政策、低所得税政策、その他の自由主義政策とみられるものは中小零細である華僑資本に激烈な競争を強いるものではあるが、イギリス資本を競争場裡に投げ込むものではない。逆に、イギリス資本はこの「自由主義政策」から、大きな利益を得ているのである。

## V 香港の金融制度・政策

新たな世界金融センターとしての香港は近年目まぐるしい発展を見せ、脚光を浴びている。その香港には、1984年現在、銀行法に基づいて認可を受けた銀行数は136行、そのうち、外国銀行は101行にのぼり、総支店数は約1531、銀行預金総額は2298億ドルという巨額に達している。銀行のほかに、香港には両替商（金行、銀行、銀号、換材店、銭荘）、金銀商、ファイナンス・カンパニーと呼ばれる預金取入れ会社がある。このうち、ファイナンス・カンパニーは、351社（30社が認可会社、残りは登録会社）もあって、総額462億ドルの預金を

19) 香港の全ての土地はイギリス女王の所有地として香港政庁によって民間に賃借される。その収入は香港政庁の財政収入となる。土地収入は常に香港政庁の重要収入源である。従って、その経済に与える影響も大きいものである。その詳細については別稿に譲りたい。

20) 東南アジア研究グループ「新たな飛躍を目指す東南アジア」『財界観測』1985年12月号を参照。

受け入れている<sup>21)</sup>。

香港の金融制度の特徴を論ずる際、まず、あげられるのは銀行の多国籍性、競争の激しさである。5000人、40社当り一軒の金融機関がある。国籍別では、米国、英国、日本、中国が上位を占めている。そのうち、イギリス系銀行は5、6行あるが、最も銀行数の多い中国、米国も全体の1割をも満たない。これだけを見ると、金融業においてもかなり激しい競争が存在しているように考えられるが、支店数、預金額を詳しく検討すれば、それとはまったく逆の事実を指摘することができるであろう。

香港の中央銀行とも呼ばれる香港上海銀行だけでは、香港全預金額の半分以上、もし、その傘下の恒生銀行の預金を含むと、実に70パーセント近いシェアを占めている。支店数では、香港内で424店舗、海外を含むと636店舗、香港全支店数の約1/3を保有している<sup>22)</sup>。つまり、銀行業務の主軸とも言える預金取入れにおいては、香港上海銀行をはじめとするイギリス系銀行は他行をまったく寄せ付けない力を持っている(表4)。このような事情は香港政府の一連の政策と強く関連している。

以下では、その中の最も重要と思われる銀行設立認可、発券、金利に関する政策をみよう。

まず、銀行設立認可政策を見よう。第二次世界大戦後、経済の復興にとともに、金融業にも大きく成長した。新しい銀行が相次いで設立され、金融界における競争が一段と厳しくなった。1960年代初めには、競争激化のあおりで、中

表4 主要銀行預金獲得シェア  
(1974年) (%)

銀行	シェア
香港上海銀行 (英系)	55.1
ハンセン銀行 (英系)	13.7
東亜銀行 (華僑系)	3.8
南洋商業銀行 (中国系)	2.4
上海商業銀行 (華僑系)	2.2
海外信託銀行 (華僑系)	2.1
その他 (68行)	20.7

出所: Cheng Tong Yung, 1984

21) 小林進『香港と中国——一つの国家二つの制度』アジア経済研究所, 1985年を参照。

22) 中嶋嶺雄, 1985年を参照。

小華僑の銀行の中に倒産する会社も出てきて、金融不安を巻き起こした。これをきっかけに、香港政庁は1964年「銀行条例」を改正して、払込金、公表準備金の最低限度額を大幅に引き上げると共に、銀行に対する監督を強化した。

「銀行条例」の改正によって、中位以下の地元華僑系銀行の経営が著しく悪化し、整理統合に追い込まれるものも少なくなかった。銀行数は条例改正の1964年の88行が1969年の73行に減少した<sup>23)</sup>。さらに、香港政庁はこれ以降1978年まで新たな銀行免許の発行を停止した。この間、イギリス系銀行は積極的に業務拡大を計り、香港上海銀行の支店は1968年当時僅か68であったのに、前述のように1984年には636を数えるに至った。これに対して、外国資本系の銀行は同じく規模が拡大しながらも、すべて支店銀行であり、それぞれ主として、自国商社関係の貿易・為替業務を取り扱っており、中長期貸出または工業金融は行っていないため、預金の取入れでは、イギリス系銀行に較べて遙かに劣っている。むしろ、為替を取り扱う量の方が急速に増加していた。銀行免許が再び発行されるようになったのは1978年3月からであった。しかし、短期間で認可申請した国・支店が12カ国、41支店と急増したため、半年後、香港政庁は再び発行停止に踏み切った。

1970年代後半から、金融業で最も急増したのはファイナンス・カンパニーである。銀行に較べて、ファイナンス・カンパニーが事業登録だけで、銀行間の協定に縛られることのない預金、貸出業務が出来るからである。このため、米国、日本など外国資本系の銀行がこの形式で積極的に進出した。証券引受、投資、為替仲介など多様な形態まで含むと、1973年には2000社を超えた。香港政庁は預金者保護の立場から、1981年条例を公布して、これによって、預金業務を取り扱うファイナンス・カンパニーはデポジット・テーキング・カンパニー(DTC)に改められた。登録のみで設立する場合は資本金1000万ドルとし、期間3カ月以上、5万ドル以上(1986年3月から10万)の預金を受け入れることが出来る。また、政庁の免許を取得する場合は資本金は7500万ドル以上とし、

23) 日本銀行調査局編『香港の金融制度』1969年を参照。

50万ドル以上の長短期のすべての預金を受け入れることが出来る。つまり、3か月以下の50万ドルまでの預金は銀行しか取り扱えないのである<sup>24)</sup>。

第二に、発券に関する政策をみよう。香港上海銀行をはじめとするイギリス系銀行の金融業における圧倒的な力を支えているもう一つの条件は香港政庁から与えられた発券権、政庁の歳入代理店、銀行諮問委員会のメンバー、香港銀行協会会長などの権限である。実際、香港政庁は直接金融業業務にタッチすることがなく、ほとんど香港上海銀行を通じて、金融政策を決定、執行している。

現在、香港で使用されている紙幣のすべてが民間銀行の発行した銀行券であり、その発券権を持っているのは香港上海銀行とチャータード銀行である。そのうちの80パーセント前後が香港上海銀行によるものである。香港政庁が発行しているのは流通をスムーズに運ぶ補助手段としての硬貨である。その量は通貨供給量の10パーセント前後しか占めない。香港政庁は紙幣を発行しないため、直接マネー・サプライをコントロールすることができない。しかし、これは必ずしも香港政庁がマネー・サプライに対して、まったく影響力を持たないことを意味するものではない。

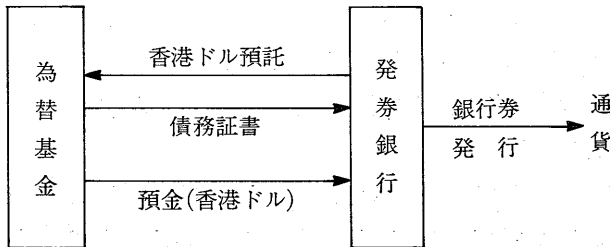
1935年以前では、主たる経済活動である仲継貿易が中国に依存したため、香港の通貨制度も中国と同じ銀本位制を維持していた。1935年11月中国は銀本位制を廃止し、スターリング本位制へ移行した。香港政庁も中国に追随して銀本位制を離脱し、スターリング本位制に移行した。さらに、同年12月香港政庁は通貨条例を改定し、香港上海銀行をはじめとする英系3行の発行する銀行券を香港の法貨とするとともに、為替基金を創設し、香港通貨の安定を計った。

第二次世界大戦後、香港の紙幣発行は授権発行部分と権外発行部分に分かれる。前者は発行準備を必要としない香港政庁による認可部分である。後者は香港ドルが英ポンドにリンクしていた1972年6月までは発券銀行が香港政庁の決めた固定相場で、為替基金に英ポンドを払い込んだ代わりに、受け取った債務証書を準備として為される限り金額に法的制限がない。そのため、発行された

24) 小林進、1985年を参照。

銀行券のほとんどは権外発行によるものである。こうした紙幣発行の仕組みで、中央銀行を持たない香港政庁は為替基金を通じて香港ドルの安定をはかることができ、マネー・サプライの膨張に歯止めをかけることができた。しかし、1972年7月から、イギリスが固定相場制を維持できなくなったため、香港の通貨は対米ドル固定相場制に変わった。この時、発券銀行は為替基金に対し、英ポンドの代わりに香港ドルを支払うことになり、支払われた香港ドルは為替基金の預金として発券銀行に振り込まれる(図3)。これによって、従来の通貨量膨張に対する自動的な歯止め装置が取り外され、他の要因もあるが、結果的には、1970年代のインフレ率の上昇、香港ドルの対米ドルレートに暴落をもたらす原因となった。香港政庁は1983年9月の暴落をきっかけに同年の10月17日から、発券する際、為替基金に払い込む預託金を香港ドルから外貨の米ドルに変更した。つまり、香港の通貨制度は本格的に米ドル本位制時代に入った。その際、外貨と香港ドルのレートは一米ドルに対し、7.8香港ドルに固定された。これは為替基金と発券銀行との間の交換レートであるが、一種の指導性レートとして発券銀行と他の銀行との取引にも適用された。

図3 香港通貨発行しくみ



注：筆者作成

つぎに、金利政策をみるならば、香港の金利は原則として自由であり、法的になんら規制されていない。しかし、第二次世界大戦後、銀行、支店が急速に増加し、それにともない預金獲得競争が激化し、銀行経営を圧迫するようになった。そのため、香港政庁は香港銀行協会を通じて1964年7月にファイナン

ス・カンパニーを除いたすべての銀行に香港銀行協会の決定した最高預金金利と最低貸出金利が適用される協定を実施した。この協定は特に法律的な強制力がないものの、香港銀行協会の会長ポストが常に香港上海銀行とチャータード銀行という二大イギリス系銀行の会長によって交替で占められているため、全般的に香港の金利が低く抑えられている。1960年代後半から1970年代中期にかけて、各種金利が4.5パーセントから5.5パーセントの間で変動し、最低2.5パーセント、最高9.25パーセントであった。最低貸出金利が6.5パーセントから8.5パーセントの間である。1978年5月から、貸出金利が徐々に挙げられ、1980年3月には16パーセントを最高としたのにも関わらず、預金金利が依然として低く抑えられている<sup>25)</sup>。

以上見てきたように、香港の金融業において、数多くの金融機関の間に、激しい競争が繰り広げられている。しかし、その中で、イギリス系銀行はその抜きん出た地位に加えて、香港政庁から与えられた諸特権によって、他の金融機関と対等の競争を行っているとはいいがたい。イギリス系金融機関の受ける競争圧力は極めて限られたものであると言えよう。

## VI 香港における政策的介入

香港政庁は経済に関して一貫して不介入政策を看板にしている。にもかかわらず、我々は香港政庁の経済に対する強い介入或は介入の意志を持つ例をいくつか挙げる事が出来る。

その一例は航空業における介入である。現在、香港には世界の主要航空会社約32社が定期便のみでも一週間に旅客便約900便、貨物便約60便を就航している。第二次世界大戦後、ほとんどの航空会社が営業を中止した中で、1946年9月香港の中国国立航空会社に働いた若い二人のオーストラリア人とアメリカ人が僅かな財産を出し合ってキャセイ・パシフィック航空を創設した。それが思わぬ成功を収め、1948年3月ついにその念願を果たし、定期便の就航を実現し

25) 鄭徳良, 1985年を参照。

た。これを見て、イギリス系最大のジャーティーマセソン商会は香港航空を設立した。こうして、香港を舞台として先発のキャセイ・パンフィック航空と香港航空との競争が始まった。この状況を見た香港政庁は行政指導に乗り出して調停した。それは香港航空には中国大陸を含む香港以北の各線を、キャセイ・パンフィック航空には香港以南の路線を、それぞれの営業範囲とすると言うものであった。その後、1949年10月中華人民共和国の成立により、香港航空は営業路線の多くを失うことになり、1959年ついに香港航空は倒産して、キャセイ・パンフィック航空の新オーナーのスイヤー商会に売却された。

さらに、人口流入に関しても、香港政庁はさまざまな政策を打ち出した<sup>26)</sup>。元来、香港と中国大陸との人口移動は完全に自由であったが、1949年中華人民共和国の成立と共に、両地域間に境界線が設定され、人口移動に関して一応法律的な制限が加えられた。しかし、実際には、その人口移動は依然なかば無制限の状態が続いていた。特に、中国大陸から香港への大量の人口流入が続いた。工業化に向かって踏み出し、低賃金労働者が常に不足の状態にある香港にとって大陸からの人口流入は貴重な人口資源である。このため、香港政庁は不法流入者に対し、黙認の態度を取っていた。しかし、やがて1962年「難民潮」があって、増大する一方の流入人口は、香港経済に負担をもたらし、さらに、石油ショックの影響により、輸出不振によって失業者が急増し、1974年にその数が70万を超えるまでに至ると、香港政庁は「触墨政策」を打ち出し、流入者の数をそれによって統制するようになった。さらに、石油ショック後、製造業の低迷と金融業、不動産業、サービス業といったソフト産業がしだいに製造業を追い越すことにより、不熟練労働者の需要が減少つつある事情から、1980年10月、香港政庁はすべての人口流入を禁止する政策に転換した。

金融機関の国有化の例を挙げよう。それは1983年9月恒隆銀行に対するテーク・オーバー（株式取得による経営支配）である。

これまで金融業で数年一度に取り付け騒ぎが起きている。そのたびに香港上

26) 水岡不二雄、1983年を参照されたい。



海銀行が支援に出てなんとか危機を乗り切ったが、1983年の恒隆銀行の場合は英系銀行が支援を拒絶した。放っておけば、連鎖倒産が起りかねない状況に陥り、香港政庁はついにその取得に乗り出した。同年の9月13日、香港総督は立法会議を緊急に召集し、「恒隆銀行（取得）条例」の同意を得て、翌日公布した。これによって、全株式が政庁に引き渡され、ダグラス・プライ金融局長が同行の頭取りに任命された。必要資金は為替基金から支出された。つまり、再建が終るまでの間であるが、同行は国有化されたのである<sup>27)</sup>。

この様な香港政庁の経済に対する積極的な介入政策の例は確かにそう多くはない。上記の例にみられるように、香港政庁の経済介入は主として二つの場合が考えられる。人口政策、恒隆銀行の取得などのような一種の危機管理政策、緊急避難政策として行われる。すなわち、自由競争が行き過ぎ、経済社会の不安を招いて、その正常な機能が阻害されるようになると、香港政庁は諸政策を通じて、円滑な自由競争が行えるよう、経済介入をしているのである。こうした経済介入は時には非常に反自由主義な性質を有する場合もあるが、それは一時的なものであって、回数も限られたものである。従って、それによって、我々は直ちに香港の自由主義に対する否定的態度を一般化することはできない。

しかし、香港における自由主義を考える場合、香港政庁の経済介入のもう一つの型を見過ごしてはならない。上記のような香港政庁の航空会社の営業範囲の割当や香港上海銀行に与える準中央銀行の特権、銀行設立の許認可制度の運用、教育支出の配分における高級人材の偏重等などである。つまり、これらの政策は反自由主義の性質を持つだけではなく、植民地政策の性質を持つことが重視されるべきである。これらの諸政策は直接的には自由主義を否定するようなものであっても、その真の狙いは香港におけるイギリス資本の利益を保護することにある。逆に言えば、自由主義がイギリス資本の利益を損なわなければ、あるいは有利に働く限り、香港政庁はそれを制限する必要がないということになるのであろう。

27) 小林進、1985年を参照。

## VII むすび—植民地自由主義—

以上、我々は、香港經濟發展の歴史、香港のおかれた国際環境、さらに香港經濟における資本の二重構造、金融制度を巡る香港政庁の諸政策を分析することによって、香港經濟はイギリスとアメリカ、日本をはじめとする他の列強諸国が、中国市場を巡る競争の橋頭堡として、また、中国大陆と台湾との間の冷戦の場として利用し、従って複雑な外部勢力の影響を受けていることを確認した。香港は植民地となった当初から、植民地として通常持つべき独占的、排他的性格に欠け、イギリス本国のみに、あるいは他のいずれかの国に頼ることは不可能であった。その上、天然資源に恵まれず、經濟活動が對外貿易に依存している香港は自給自足も不可能であった。それゆえに、香港植民地は初期から他の諸国に門戸を開放し、外部勢力を積極的に受け入れ、相互に競争、牽制させながら、均衡をはかりつつ、存立していくほかはなかった。これらの条件があるからこそ、香港は植民地でありながら、自由主義的性格を有することができた。他方で、香港はイギリスの植民地である以上、当然にイギリスの植民地としての役割を果たすことを余儀なくされた。すなわち、中国への中継貿易を通じて、イギリス本国經濟に直接的に寄与することである。第二次世界大戦後、中英間の貿易量の落込みにともない、その政策目的は結局香港におけるイギリス資本に利益をもたらすことに収れんした。

イギリス資本は香港上海銀行を頂点とし、商会、海運会社を中堅に、さらに、その下層には多数の金融、貿易、不動産、公益事業に従事する小会社を包括し、香港におけるイギリス資本の一大ピラミッドを構成している。その錯綜した支配関係を通じて、イギリス資本は一大コンツェルンを形成し、香港の金融、貿易、公益事業など諸業種で、支配的な力を有している。他方、数と量の上で大きくイギリス資本を超えた華僑資本は個別資本の面では小さく、内部的支配関係も皆無と言ってよいほど弱く、主として製造業に集中している。こうした香港資本の二重構造は香港經濟に自由主義と植民地主義の二つの相反する經濟秩

序を並存させることとなった。このような特異な経済体制を、我々は経済秩序の二重性に規定された「植民地自由主義」と呼ぶことが出来るであろう。

#### 参考文献

- 小林進『香港と中国——一つの国家二つの制度』アジア経済研究所, 1985年。  
『香港の工業化』アジア経済研究所, 1970年。  
M. & R. フリードマン・西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社, 1980年。  
中嶋嶺雄『香港—移りゆく都市国家』時事出版社, 1985年。  
小椋広勝『香港』岩波書店, 1942年。  
小泉允雄『香港』日本経済新聞社, 1971年。  
奥村茂次編『アジア新工業化の展望』東京大学出版, 1987年。  
松田智雄『イギリス資本と東洋』日本評論社, 1950年。  
アジア協会編『アジア外資受入体制』日刊工業新聞社, 1957年。  
日本銀行調査局編『香港の金融制度』1969年。  
可児弘明『もっと知りたい香港』弘文社, 1984年。  
中野謙二『2001年の香港』研文社, 1985年。  
大泉光一『香港の中国返還と多国籍企業』泰流社, 1986年。  
坂井秀吉・小島末夫『香港台湾の経済変動』アジア経済研究所, 1988年。  
姫宮栄一『香港』中央公論社, 1964年。  
岡田 晃『香港』岩波書店, 1985年。  
横山昭市『香港工業化の研究』大明堂, 1969年。  
D. J. ドワイヤー・金坂清則訳『第三世界の都市と住宅』地人書房, 1984年。  
水岡不二雄「香港における英系白人支配と“計画された競争”政策—戦後工業化における労働力政策を例として—」『世界経済評論』Vol. 27, No. 10, 1983年。  
東南アジア研究グループ「新たな飛躍を目指す東南アジア」『財界観測』1985年12月号。  
篠原三代平「中国経済の将来と香港」『東洋経済』1984年7月7日号。  
中山晴生「発展続く香港・シンガポールの国際金融市場」『財界観測』1985年11月号。  
国際連合『世界国民所得統計年鑑』1981年版。  
アジア経済研究所経済成長調査部編『発展途上国経済統計要覧』アジア経済研究所, 1974年。  
国際連合『アジア太平洋経済統計』。  
世界経済情報サービス『香港経済貿易の動向と見通し』(ARCレポート), 1987年。  
JETRO『香港』(貿易市場シリーズ186), 1979年。  
姚啓勳『香港金融』泰晤士書屋, 1940年。

鄭徳良『現代香港經濟』中国財政經濟出版社, 1982年。

薛天棟『香港与内地貿易』中国对外經濟貿易出版社, 1984年。

Cheng Tong Yung, *The Economy of Hong Kong*, Far East Publications, 1977.

*Hang Kong Statistic 1947-1967.*

*Hong Kong Social and Economic Trends 1967-1972.*